

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長から次のとおり公共測量を終了した事について通知がありました。

平成二十三年七月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（水路平面図作成）

二 測量の地域 大和郡山市、橿原市、大和高田市、桜井市、天理市、御所市、葛城市、
田原本町及び明日香村地内

三 測量の終了年月日 平成二十三年三月二十五日